



島根県報

平成25年10月18日（金）

第2,539号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県流水占用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則 (河 川 課) 2

【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任の届出 (農 村 整 備 課) 2

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（2件） (中 小 企 業 課) 3

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂 防 課) 4

【特定調達公告】

可搬型モニタリングポスト調達に係る一般競争入札の落札者等 (原子力安全対策課) 6

公布された条例等のあらまし

◇島根県流水占用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則（規則第72号）

1 規則の概要

流水占用料等の減免の基準のうち、その他特別の理由があると認める場合の占用物件として、水産振興を目的とした試験研究のために設置する定置網、養殖施設等の簡易な工作物を加えることとした。（別表関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県流水占用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第72号

島根県流水占用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

島根県流水占用料等徴収条例施行規則（平成12年島根県規則第68号）の一部を次のように改正する。

別表中 「
漁業法の漁業権又は入漁権に基づき漁業のために設置する定置網及び漁船係留施設
」を

「
漁業法の漁業権又は入漁権に基づき漁業のために設置する定置網及び漁船係留施設
水産振興を目的とした試験研究のために設置する定置網、養殖施設等の簡易な工作物
」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第688号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年10月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

頓原土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

戸谷 均 飯石郡飯南町長谷98番地3

2 就任年月日

平成25年9月5日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

戸谷 和正 飯石郡飯南町長谷90番地

島根県告示第689号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成25年10月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）斐川町荘原複合店舗 出雲市斐川町荘原1231番地外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

日本地所倉庫株式会社 代表取締役 藤沢 純造 岡山県岡山市北区野田二丁目4番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

（変更前）株式会社ウェルネス湖北 代表取締役社長 村上 正一 島根県松江市西津田二丁目8番20号

（変更後）株式会社ウェルネス湖北 代表取締役社長 村上 正一 島根県松江市乃白町511番地

(4) 変更の年月日

平成25年9月30日

2 届出年月日

平成25年10月7日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部商工労働課（島根県出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第690号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域的生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成25年10月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

ドラッグストア ウェルネス大田中央店 島根県大田市大田町大田イ194-1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社 ベスト電器 代表取締役社長 小野 浩司 福岡県福岡市博多区千代六丁目2番33号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

(変更前) 株式会社ウェルネス湖北 代表取締役社長 村上 正一 島根県松江市西津田二丁目8番20号

(変更後) 株式会社ウェルネス湖北 代表取締役社長 村上 正一 島根県松江市乃白町511番地

(4) 変更の年月日

平成25年9月30日

2 届出年月日

平成25年10月7日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

大田市産業振興部産業企画課（大田市大田町大田口1111）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等**(1) 意見書の提出先**

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第691号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成25年10月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 (1) 区域の名称

上野

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から31号までを順次に結んだ線及び標柱1号と31号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
邑智郡美郷町上野32番1	1号
〃 725番	2号
〃 726番1	3号
〃 739番1	4号及び5号
〃 94番2	6号から8号まで
〃 94番2地先水路敷	9号
〃 94番2	10号
〃 92番	11号及び12号
〃 89番1	13号
〃 89番4	14号
〃 89番4地先道路敷	15号
〃 89番4	16号及び17号
〃 65番1	18号
〃 64番	19号から21号まで
〃 739番1	22号
〃 60番	23号及び24号
〃 60番地先道路敷	25号
〃 36番5	26号
〃 33番1	27号及び28号
〃 33番2	29号から31号まで

2(1) 区域の名称

高校下

(2) 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次に結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線により囲まれた区域

所在及び地番	標柱番号
邑智郡川本町大字川本303番3	1号
〃 229番4地先道路敷	2号
〃 296番4	3号から6号まで
〃 304番1	7号
〃 303番7	8号
〃 303番6	9号
〃 303番4	10号

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札により契約相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成25年10月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 物品等の名称及び数量
可搬型モニタリングポスト 14基
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地
島根県防災部原子力安全対策課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成25年8月23日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士電機株式会社中国支社 支社長 猫沖 誠一 広島県広島市中区銀山町14番18号
- 5 落札金額
126,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成25年8月9日